

○ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第四十三号）

改正案	現行
<p>(信用金庫法施行規則の一部改正)</p> <p>第六条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十三条に次の一項を加える。</p> <p>8 第一項第四号の場合において、信用金庫連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。</p> <p>第六十四条に次の一項を加える。</p> <p>13 第五十三条第八項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。</p> <p>第三百三十八条に次の一項を加える。</p> <p>3 第五十三条第八項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第七項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第</p>	<p>(信用金庫法施行規則の一部改正)</p> <p>第六条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十三条に次の一項を加える。</p> <p>7 第一項第四号の場合において、信用金庫連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。</p> <p>第六十四条に次の一項を加える。</p> <p>13 第五十三条第七項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。</p> <p>第三百三十八条に次の一項を加える。</p> <p>3 第五十三条第七項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第七項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第</p>

百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。